人にやさしい建築・住宅推進協議会について

趣旨・目的

人にやさしい建築・住宅推進協議会は、人にやさしい建築・住宅(高齢者、障害者等の利用に配慮した建築・住宅)の整備に関係する諸団体が参集し、その経験、成果、課題等について研究を深め、情報や意見の交換を行うことにより、人にやさしい建築・住宅の整備を推進することを目的として、平成8年4月11日に設立されたものです。

事業活動

- ・協議会の活動内容やハートビル法等についてのお知らせをホームページ上で紹介
- ・人にやさしい建築・住宅に関する詳しい情報についての図書の編集出版
- ・人にやさしい建築・住宅に関するシンポジウム、セミナーの開催、等 詳しくは、協議会のホームページをご覧下さい。

ホームページ http://www.jaeic.jp/hyk/

ハートビル法シンボルマーク

ハートビル法の認定建築物の入口等に表示することができるハートビル法シンボルマークの標準プレートを販売しております。

協議会の問い合せ先

(財)建築技術教育普及センター TEL.03-5524-3105

(財)高齢者住宅財団 TEL.03-3206-6437

ハートビル法に関する問い合せ先について

融資等の問い合せ先

【税特例、補助について】

国土交通省住宅局建築指導課 03-5253-8111

【融資制度について】

日本政策投資銀行本店都市開発部03-3244-1714沖縄振興開発金融公庫東京本部総務部03-3581-3241中小企業金融公庫業務部特別貸付課03-3270-1287国民生活金融公庫東京相談センター03-3270-4649

ハートビル法に基づく規制・認定等の問い合せ先

建築確認を行う行政庁(都道府県、市町村、特別区)にお問い合わせください。

このパンフレットは、平成15年4月1日施行の改正ハートビル法に対応しています。 このパンフレットは、再生紙を使用しています。 2003.11. お年寄りや車いすを使用する方、目の不自由な方、耳の不自由な方などが 利用しやすい建築物は、誰もが利用しやすい建築物です。

ハートのある ピルを つくろう



高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律

監修:国土交通省 編集・発行:人にやさしい建築・住宅推進協議会

ハートのあるビルをつくろう

劇場や銀行、ホテル、コンビニエンスストアなど、誰もが日常利用する建築物、 老人ホームや身体障害者福祉ホームなど、お年寄りや体の不自由な方が主に利用する建築物、 事務所や学校、マンションなど、多くの方々が利用する建築物は、社会全体の財産です。 お年寄りや車いすを使用する方も、目の不自由な方や耳の不自由な方も、子どもや妊娠中の方も、 皆が利用しやすい建築物にしていきましょう。

ハートビルとは...

浴室等

浴室やシャワー室は 車いすを 使用する方でも 使いやすいように

トイレ トイレは車いすを

使用する方でも 使いやすいように

廊下等

廊下は 車いすを使用する方や 目の不自由な方も 安心して楽に 通れるように

エレベーター

エレベーターは 車いすを使用する方や 目の不自由な方も 利用しやすく

階段

階段は手すりを つけて緩やかに

アプローチ

出入口までは段差が ないかスロープ式に

視覚障害者誘導用 プロック等

出入口

玄関や部屋のドアは 車いすを使用する方でも

通れるように

駐車場

駐車スペースは

車いすを使用する方でも

楽に利用できるように

視覚障害者誘導用 ブロック等で安全に

ハートビル法の仕組み

建築主の義務

誰もが日常利用する建築物や老人ホームなどをつくろうとする際には、ハートビルにしなければなりません。

建築主の努力義務

多くの方々が利用する建築 物は、ハートビルとする責 務があります。

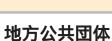
次の基準に合うことが 必要です。 次の基準に合うことが 求められています。



利用円滑化基準

【最低限のレベル】

- 車いす使用者と人とがすれ違える 廊下の幅の確保
- ・車いす使用者用のトイレがひとつ はある
- ・目の不自由な方も利用しやすいエレベーターがある



条例による特定施設の基準の付加が可能です。

の条例

利用円滑化誘導基準

【望ましいレベル】

- ・車いす使用者同士がすれ違える廊下の幅の確保
- ・車いす使用者用のトイレが必要な階にある
- ・共用の浴室等も車いす使用者が利用できる



計画の認定

利用円滑化誘導基準を満たす建築物の建築主は 所管行政庁の認定を受けることができます。そ の際、様々な支援措置を受けることができます。



認定のメリット

表示制度 容積率の特例 税制上の特例措置 低利融資 補助制度

利用円滑化基準、利用円滑化誘導基準とは?

それぞれの説明中、

左の数値等は利用円滑化基準、右の数値等は利用円滑化誘導基準です。

1出入口

建物の出入口、居室の出入口などは車いすで円滑に利用できるようにする ことが必要です。出入口の幅と前後のスペースを確保してください。

玄関出入口の幅(1以上) 居室などの出入口

80cm 以上 120cm 以上 80cm 以上 90cm 以上



車いすを使用する方の通行が容易なように十分な幅を確保することが必要 です。

廊下幅

120cm 以上 原則180cm 以上



3 傾斜路

スロープは緩やかなものとし、手すりを設け、上端には点状ブロック等を 敷設してください。長いスロープには踊り場を設けることも必要です。

手すりの設置

スロープ幅

原則120cm以上 原則150cm以上

スロープ勾配

1/12以下(屋外は1/15以下)



4 エレベーター

階と階の間の移動には、エレベーターで行けるようにすることが原則必要 です。車いすを使用する方や目の不自由な方の利用に配慮した仕様として ください。

出入口の幅

80cm以上

90cm以上 2.09m²以上

かごの床面積(一定の建物の場合) 1.83 m²以上 乗降ロビー

150cm角以上 180cm角以上



トイレを設ける場合には、車いすを使用する方や足の弱っている方も使え るようにすることが必要です。車いすを使用する方が使える十分な広さの 便房を設け、わかりやすく表示してください。

重いす使用者用便房の数 床置式小便器等の数

建物に1つ以上 各階ごとに原則2%以上 建物に1つ以上 各階ごとに1つ以上

6 アプローチ

建物の出入口に通じる通路を車いすで円滑に利用できるようにすることが 必要です。広い幅ですべりにくい表面とし、高低差のある場合には緩やか なスロープ等を設けてください。

通路の幅 120cm**以上** 180cm**以上**



駐車場を設ける場合は、車いすを使用する方や体の不自由な方のために、 建物の出入口の近くに車いすを使用する方用の駐車スペースを確保し、車 いすを使用する方用であることをわかりやすく表示してください。

車いす使用者用駐車施設の数 1つ以上 車いす使用者用駐車施設の幅 350cm以上 350cm以上



8 浴室等

共用の浴室やシャワー室を設ける場合には、1つ以上の浴室等を十分な広 さとし、車いすを使用する方が使える仕様としてください。(利用円滑化誘導 基準)



🤨 案内設備に至る経路

道等から受付や案内板に至る経路には、目の不自由な方が安全に通れるよう に視覚障害者誘導用ブロック等を敷設するか、音声による誘導装置を設け てください。



共用の便所や浴室等が適切に整備されている場合を除き、ホテルや旅館の原則2%以上の客室内の便所や浴 室等は車いすを使用する方も使えるようにすることが必要です。(利用円滑化誘導基準)

11 増築等の場合

増築等の部分とその部分に至る経路が基準の適用範囲となります。なお、増築等の範囲にかかわらず共用 の便所、駐車場などを設ける場合には、一以上を車いすを使用する方などが利用できるようにする必要が あります。

12 修繕等の場合

修繕等の部分とその部分に至る経路が基準の適用範囲となります。なお、修繕等の範囲にかかわらず共用 の便所、駐車場、浴室等を設ける場合には、一以上を車いすを使用する方などが利用できるようにする必 要があります。(利用円滑化誘導基準)

ハートビル法の対象となる建築物

対象用途(以下の用途はすべて努力義務の対象)

義務付け対象

- 1. 盲学校、聾学校又は養護学校
- 2. 病院又は診療所
- 3. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 4. 集会場又は公会堂
- 5. 展示場
- 6. 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 7. ホテル又は旅館
- 8. 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 9. 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (主として高齢者、身体障害者等が利用するものに限る。)
- 10. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 11. 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。) 水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。) 若しくはボーリング場又は遊技場
- 12. 博物館、美術館又は図書館
- 13. 公衆浴場
- 14. 飲食店
- 15. 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 16. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 17. 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
- 18. 公衆便所

2,000m²以上 —

の新築、増築、改築、用途変更に義務付け

地方公共団体の条例

条例による面積の 引き下げが可能です。

- 19. 学校(1の用途を除く。)
- 20. 卸売市場
- 21. 事務所 (8の用途を除く。)
- 22. 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- 23. 保育所等 (9の用途を除く。)
- 24. 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設(11の用途を除く。)
- 25. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これら に類するもの
- 26. 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- 27. 工場
- 28. 自動車の停留又は駐車のための施設 (17の用途を除く。)

地方公共団体の条例

条例による義務付け対象 への追加が可能です。

認定を受けるとこんなメリットがあります。

表示制度

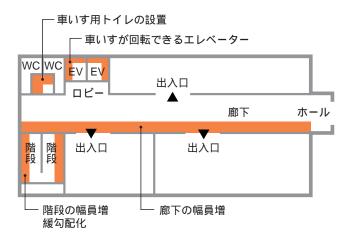
建築物を利用しようとする方々にとって、その建築物が利用しやすいか否かの情報はとても有用で便利となります。法律では認定建築物や広告などに、認定を受けている旨をシンボルマークで表示することができるようにしています。なお、表示の際にお年寄りや車いすを使用する方などが利用しやすい部分を図で示すことも有用です。



シンボルマーク

容積率の特例

お年寄りや車いすを使用する方などが利用しやすくなるためには、トイレや廊下などの面積が増えることもあります。法律では延べ面積の1/10 を限度に容積率の算定に際して延べ面積に不算入とすることができます。また、従来からの許可制度によりそれ以上の面積についても不算入とすることが可能です。



税制上の特例措置

昇降機を設けた2,000m²以上の認定建築物(特別特定建築物に限られます。)については所得税、法人税の割増償却(10%、5年間)を可能としています。

(租税特別措置法第14条の2、第47条の2)



低利融資

日本政策投資銀行や中小企業金融公庫等から低利の融資(日本政策投資銀行の場合、新築工事で政策金利 、改修工事では政策金利)が受けられます。また、認定を受けていない場合でも、一定の配慮がなされれば、低利の融資(日本政策投資銀行の場合、新築工事で政策金利 、改修工事では政策金利)が受けられます。



補助制度

【人にやさしいまちづくり事業】

美術館、文化ホールなどの公益的な施設を含む建築物については、その施設に至る廊下、階段、エレベーター等の移動システムや、これらに付随するトイレ等の整備費の一部を補助します。

